

保護者各位

西東京市子育て支援部  
幼児教育・保育課長 海老澤 功  
(公印省略)

## 保育園内における陽性者が発生した場合の取扱いについて

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

この度の国及び東京都の措置を踏まえて、西東京市内の認可保育施設では下記のとおり対応することとしたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 新型コロナウイルス陽性者が判明した場合について

東京都の方針により、保育園では原則として濃厚接触者の特定が行われないことになりました。

そのため、保育園の職員や園児に新型コロナウイルス陽性が判明した場合の対応は、東京都の方針に従い以下の通りとします。

(1) 保育園への登園は制限しませんが、感染者と保育園内で接触があったものに対し、陽性者の最終暴露日（以下「最終接触日等」という。）を 0 日として、7 日目まで以下の行動の自粛を要請します。

- ・ハイリスク者（高齢者や基礎疾患を有する者等、重症化リスクが高い方）との接触
- ・ハイリスク者が利用する施設（高齢者・障害者（児）施設）や医療機関への訪問
- ・不特定多数のものが集まるイベントの参加等の感染リスクの高い行動

(2) 保育園内で感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等が確認された場合、又は保育園内でクラスターが発生した場合は、多摩小平保健所による積極的疫学調査により、濃厚接触者を特定します。

なお、保育園内で感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等が確認された場合、多摩小平保健所による積極的疫学調査によらず、保育園の判断として 5 日以内の外出自粛・登園自粛を依頼する場合があります。

(3) いずれの場合も、症状がある場合には速やかに医療機関の受診をお願いします。

#### 2. 自宅待機期間を終えた後の登園について

上記 1 (2) によるもののほか、家庭内等同一世帯やハイリスク者が利用する施設等での感染については、引き続き保健所による濃厚接触者の特定が行われます。国通知によれば、陽性者との最終接触日等から 5 日目（保健所から指示のあった健康観察期間＝自宅待機期間の末日）の翌日（6 日目）から外出可能となります（乳幼児は抗原検査キットを用いた自宅待機期間解除の対象外とされています）。

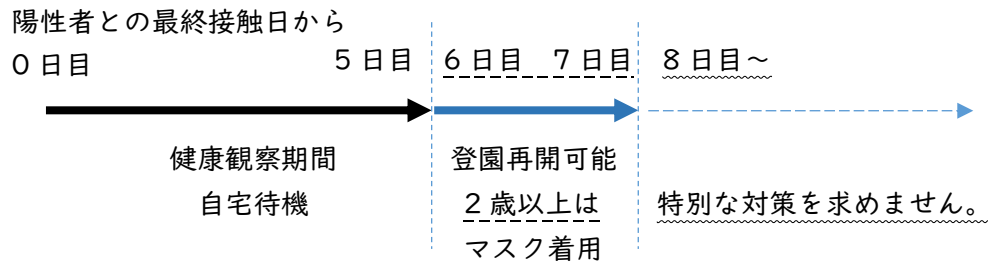
また、健康観察期間の末日から 7 日目までは、マスクの着用や、会食、ハイリスク者との面会を避けること等が求められていたため、以下の対応をお願いします。

(1) 2歳児以上のお子様の場合

・登園を再開される場合は、健康観察期間の末日の翌日（6日目）と翌々日（7日目）は、一時的な対応としてマスクの着用にご協力をお願いします（下図参照）。

あわせて、登園前に発熱やいつもと違う体調不良がないか、健康観察を十分に行っていただくようお願いいたします。

(図)



なお、マスクを着用して登園していただいた場合でも、窒息や熱中症のリスクを踏まえて保育園現場の判断でお子さまのマスクを外させていただく場合もございます。

(2) 0歳・1歳のお子様の場合

0歳・1歳のお子様は窒息や熱中症のリスクが高まるため、一貫してマスクの着用を推奨していません。そのためお子様にマスクの着用は求めませんが、登園前に発熱やいつもと違う体調不良がないか、いつも以上に健康観察を十分に行っていただくようお願いいたします。

### 3. 感染拡大防止対策の徹底について

保育園はこれまで同様に感染防止対策を実施しながら運営します。保護者の皆様におかれましては、保育園に新型コロナウイルスを持ち込ませないため、お子様の発熱や体調不良の場合のお休みなど、あらためて、感染対策の徹底をお願いします

詳しい対応については、別紙令和4年7月29日付「保育施設における感染拡大防止のための留意点」（以下「留意点」という。）を参照ください。

### 4. 保育料の取り扱いについて

これまで同様、別紙「留意点」記載の登園ルールにより登園をお控えいただいた場合は、保育料の日割り減免を行います。保育園内で濃厚接触者に特定された場合を除き、別紙「留意点」記載の登園ルールによる保育料の減免には申請（書式22）が必要です。

また、減免申請書（書式22）をご提出する際、あわせてMY HER-SYSより発行される療養証明書等の減免事由の確認できる資料を添付してください。

詳しくは在園の保育園か幼児教育・保育課までお問い合わせください。

なお、給食費の取り扱いについては、在園の保育園までお問合せください。

また、1(2)なお書きによる、保育園の判断として5日以内の外出自粛・登園自粛を依頼がなされた場合には、保育料は減免いたしませんのでご注意ください。

※令和4年度の新型コロナウイルス感染症に係る減免申請につきましては、健康観察期間終了後一週間以内に幼児教育・保育課又は保育所（地域型保育事業所を除く）へご提出ください。

【問合せ先】 西東京市子育て支援部幼児教育・保育課

1～3について 事業調整係 電話：042-452-6777（直通）

4について 相談受付係 電話：042-460-9842（直通）